

第53号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

県営住宅の入居者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第22条第1項において同じ。）があること。

(2) 法第23条各号に掲げる条件

(3) 入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第6条中第3項を第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 次に掲げる地域内の県営住宅に係る第1項の規定の適用については、当該県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同項第1号の条件を具備する者とみなす。

(1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域

(2) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(3) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯

(4) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域

(5) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された
半島振興対策実施地域

第6条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（次項及び第4項において「要介護者」という。）を除く。）にあっては、前項第1号に掲げる条件を具備することを要しない。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項

に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 知事は、入居の申込みをした者が要介護者に該当するかどうかを判断する場合において必要があると認めるときは、当該職員に、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 知事は、入居の申込みをした者が要介護者に該当するかどうかを判断する場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(入居資格の特例)

第6条の2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る県営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる県営住宅の入居者は、前条第1項各号(同条第2項に規定する者にあつては、同条第1項第2号及び第3号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第8条第3項第7号中「老人」を「高齢者」に改める。

附則第 6 項を削る。

附則第 7 項中「第 6 条第 2 項」を「第 6 条第 5 項」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 8 項を附則第 7 項とし、附則第 9 項を附則第 8 項とする。

附則第 10 項中「第 8 項」を「第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 11 項を附則第 10 項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者は、この条例による改正後の島根県営住宅条例第 6 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、同条第 1 項第 1 号に掲げる条件を具備することを要しない。